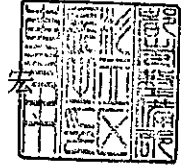




19杉並第10127号
平成19年 5月11日

国土交通省 道路局長 様

杉並区長
山田



中期的な計画の作成にあつたての意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付国道企第114号にて依頼のありました標記の件について、別紙
のとおり回答します。

平成19年5月11日
杉 並 区

「今後の道路政策や道路の整備・管理について」の意見

【現況と課題】

杉並区の市街地は、土地区画整理事業により基盤整備がなされ市街化が進行した北西部地域と、計画的基盤整備が進まない地域（主に南部地域）とに大きく分けられる。

後者の地域は、いくつか都市計画道路の完成は見たものの、その大半が、市街化以前の農道を中心とした道路骨格をそのまま今日に受け継ぎ、成熟した現在の市街化の道路・交通機能を担うにはぜい弱な道路基盤となっている。

杉並区の道路率は13.5%と低く、また都市計画道路の整備率は48.1%であり、特に補助幹線道路の整備率は26.5%と非常に低い。

道路・交通機能は、区民生活を支える根幹的な都市機能であり、その道路・交通体系の整備には強い期待が寄せられている。

また、一方で道路・橋梁・駅前広場等の都市施設の老朽化が今後一層進み、その改修・補修を進めていかなければならない。

【主な意見】

上記の状況を打開し、安全で安心して生活ができ、災害に強い活力あるまち「杉並」にするためには、

第1に、杉並区内の道路を、都市計画道路を骨格として、果たすべき機能・役割に応じた体系的な道路網の整備推進こそが最優先すべき施策である。

第2に、既設道路施設の延命対策として、対症療法的手法から予防保全的手法への転換を図り、効率的な維持管理を推進することが急務である。

第3に、このように今後も多額の道路財源が必要である。道路特定財源を地方自治体の道路施設整備にその使用範囲を拡大するとともに、補助事業の採択条件の緩和と手続きの簡素化が重要である。

第4に、市街化された杉並区で、道路用地買収を円滑に進めていくには、先行買収を行うことが最良であると考え、先行買収も国庫補助事業となるよう制度改革を望む。

【体系的な道路網の整備】

I 都市計画道路（補助幹線道路）の整備促進

杉並区は、特に南北方向の都市計画道路の整備が遅れており、生活道路に通過交通が溢れ、日常生活に危険となっている。「区部における都市計画道路の整備方針」の第三次事業化計画（平成16年～平成27年）の優先整備路線の早期事業化とその財源の確保（国庫）

が必要である。

II 東京外かく環状道路、放射第5号線などの影響による生活道路の整備促進

地域に受け入れられる道路施設となるためには、事業者（国・都）が自ら本線と周辺生活道路整備をセットとして、地域P I、区と十分な検討と対策を講じる必要がある。

III 土地区画整理事業、市街地再開発事業による、沿道の土地利用計画と一体となった道路整備の促進

杉並区南部区画整理事業等での事業費（用地買収費・整備費等）を国庫対象としてほしい。

IV 電線類の地中化の促進

杉並区道の90%は幅6.5m未満のいわゆる生活道路である。このような道路は、歩車道の区分が無く、車両をよけて通行する歩行者や車椅子、乳母車に電柱が大きな障害となっている。歩道のない生活道路の無電柱化整備促進のために、スキームの早期確立と財源確保（国庫）が必要である。

V 駅前広場整備と歩行空間のバリアフリー化の促進

老朽化したJR駅前広場の全面改修で、JRが所有（広場の半分）している箇所についても国庫補助対象としてほしい。現在JRの所有区域は、建運協定に基づき道路法がかけられず、道路区域とならないため、該当する国庫補助事業がない。

VI みどりのベルトづくりの促進………景観や環境対策にも道路財源の重視を

杉並区では、区内のまとまりのあるみどりや、線状のみどりを有機的に結びつけ、連続するみどりのベルト計画を進めている。特に、道路緑化は重要であり、歩道に、できる限り植樹スペースを確保し、道路景観の改善を進める。

担当：杉並区 都市整備部 建設課 道路企画担当

石郷岡・野澤 TEL03-3312-2111（内線3433）